

Title	経済政策の目的と価値判断
Sub Title	The goal in economic policy and value-judgement
Author	加藤, 寛
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.4 (1957. 4) ,p.257(27)- 272(42)
JaLC DOI	10.14991/001.19570401-0027
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570401-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

最後に、いわゆる一部負担に言及し、現在の健康保険に初診料の一部負担があるから、その金額が軽少であり、納得のできる形のものであるならば、やむを得ないといひ、差額徴収も限られた範囲でこれを認めることは、国民皆保険のためには、やむを得ないのであるまいかと述べている。しかしこの点は委員会の審議にもあらわれていないように、多くの問題をのこしてあり、簡単に解決できないものといわねばなるまい。

第一〇章 結核医療制度の確立

ここにおいては、医療保障の確立如何は、一に結核対策の効果にかかるといふ。そしてこの病氣の特質からみて、一時に思い切つて膨大な経費を投入し、その撲滅についでとまった施策を行わねばならないとし、(イ)予防に要する費用は全額公費で負担し、(ロ)医療費についても公費で負担する医療の範囲を、対症療法と入院中の食費を除いたもの全医療に拡大する。そして公費負担となつた医療費は、国庫で全額負担するか、あるいは国庫八割負担、都道府県二割負担とするか、いずれかを選ばざるべきで、後の場合には地方負担について国で十分保障することが必要であるといふ。尙、病床の増加、医療機械の整備、研究の奨励のほか、国民大衆に結核に関する教育を徹底せしめる必要がある。

最後に財源の問題としては、初年度に四〇〇億円以上の国庫負担の増加を見込まなくてはならないであろうと推算せられる。そして

その財源を何処に求めるかについては、健康保険、国民健康保険、その他から保険料の一部を共同勘定に入れ、一種の再保険基金を作ることや、また厚生年金、共済組合、健康保険組合などの積立金から一時借入れる方法などが一案として示される。

そして結核対策については、年次計画によつて、根本対策を樹てることが必要であるが、当面の問題としては、結核予防制度を改正して公費負担を拡大し、医療保険と医療扶助に直接これを流し込むべきであるといふ。これらの点については異議がないばかりでなく、その実現の一日も早いことを嚮望してやまないものである。(完)

〔附記〕 本稿は、刻下の緊急の要務たる医療保障の問題について、医療保障の意義、医療保障の現状、「医療保障制度に関する勧告」の成立、「勧告」の内容、これに対する若干の卑見を述べたもので、医療保障の現状、「勧告」の成立ならびに内容に関しては、社会保障制度審議会編「医療保障制度に関する勧告」(社会保障懇談会刊)を資料とし、それを自由に取捨した。

いふまでもなく本稿は、学生を対象として起稿したものであるが、大判四〇〇頁を超える膨大な資料の要約もしくは鳥瞰図として、同攻の君子のために些かでも役立つことがあるならば、それは洵に望外の倖である。

(昭和三十三年二月二十五日)

経済政策の目的と価値判断

加藤 寛

科学としての経済政策学が逢着する最大の難問は、その目的として何を設定するかという問題である。その設定する目的が客観的でないなら、いかに巧みな手段を選択しても、主観的であるととして科学の座から降りなければならなくなる。G・シュモラーが社会政策の理想をかかげ、M・ウェーバーからその科学性を問われて、価値判断論争を巻きおこしたのは余りにも有名な事実であった。以後、科学的に経済政策をあつかうものは、いかにして政策目的を客観的に設定するかに關心した。ある者はウェーバーにならつて政策論を技術化した。周知の如くウェーバーによれば経験科学的認識と価値判断とは異質的なものである。科学は価値判断から自由でなければならぬ。故に彼の政策論は、(1)目的に対する手段の適合性 (2)目的達成における副結果(犠牲) (3)背後理念の眼前化 という問題であつたこととなる。こうして目的を所与として技術のみを論ずる

経済政策の目的と価値判断

学の範囲でないというかもしれない。だが所与として目的を考えることも経済学の領域から一歩踏み込むことであるから五十歩百歩の差にすぎない。まして各種目的の交渉の場を分析することを許すなら、経済学の領域をでもよいはずである。ただ哲学的に目的設定をするには経験科学の方法でなし得ないとすれば、政策学は自律性を失うことになる。そこで以下本論文において考究しようとすることは、いかにすれば経験科学の領域から政策目的を考えることができるかという問題である。その論旨は概略次の通りである。

- (1) 「なすべきこと」を指示する政策目的は価値判断に基づいている。
- (2) 価値判断は、事実判断のようにすべての人の必然的同意に達することがないから主観的なものと考えなければならぬ。
- (3) しかるに科学的に政策の目的が主張される時、目的は客観的なものでなければならぬ。
- (4) では主観的な価値判断がいかなる場合にいかなる根拠により、客観的な目的となつてあらわされるであろうか。
- (5) アローによれば、すべての価値判断が独立に与えられた場合、すべての人を満足する社会厚生函数を与えることはできない。しかし、(4) 選択物が二つの場合 (a) すべての個人が同じ選択をもつ場合 (b) 単一頂点選択の場合には社会厚生函数は成立するという。
- (6) この場合一つの価値判断について、すべての人が一致(同意)したのだから、この価値判断を客観的とよんでもよいであろう。

(7) しかも個人の価値判断は、独立ではなく相互に作用しあっているものだから、ローゼンバークのように社会厚生函数を社会的決定作成過程と考えるなら、万人の一致に達したものを社会厚生函数と考えることができる。

(8) では万人の価値判断が一致する可能性はどこにあるであろうか。

(9) 第一の根拠は、価値判断命題には叙述部分(意見)と情緒部分(態度)との二つが含まれており、両者にはリシプロカルな関係があるから、態度に相違があつても意見の相互交渉過程から一致に達し得るということである。

(10) 第二の根拠は目的についての選好の仕方にある。究極的目的については相反していても、その前段階の手段については次善的な価値を認める場合がある。

以上により客観的な目的を設定する可能性が示される。

(注1) 武藤光朗教授がこの点を明確にしておられる(「日本経済政策学会年報Ⅱ」)。

(注2) 山田雄三教授もこの点は認めておられる(「資本主義経済計画と社会主義経済計画」二一五頁)。

二

価値判断は端的にいえば、価値に関係する判断であるから、価値

とはいかなるものが考えられていなければならない。この価値については古来二つの立場が主張されている。すなわち、価値は客体的なものであるか主体的なものであるか、価値は対象たる事実の内にあるかそれとも人間自身の評価によって指示されるものであるか。以下われわれはこの問題を検討してみよう。

価値客観論と一口にいっても種々な立場がある。たとえば形而上学的価値論・自然主義的価値論・直観的価値論などがこれである。しかし形而上学的価値論は価値を先き取りして設立するが故に科学たり得ないし、自然主義的価値論は「単純概念たる善」のもつ特性を定義と混同している点で誤謬におちいっている^(註1)。

そこで現在、客観論を代表するものは直観的価値論であろう。これを検討してみよう。(直観的価値論については「哲学」第31輯・小泉仰氏の論文を参照されたい。)

(一) 「価値は価値経験に与えられるが故に客体的である筈である。」しかし価値経験という意識の特殊な所与が価値の客観的實在の根拠となるであろうか。たしかにわれわれが外的事物を認識する時は対象は主観的知覚に与えられるし、しかもこの対象と知覚への所与との間にはある規則性がある。そしてこの規則性は客観的なものではないが、客観性がある。所が価値認識作用と客観的価値との間にこのような規則性があるだろうか。われわれは経験に照らしてそのような規則性がないことを知る事ができる。要するに主観的な固有の価値体験から客観的価値の存在を推論することはできない。

経済政策の目的と価値判断

(二) だが「客観的価値が存在するが故に価値体験が与えられるのではないか。」

直観される限りの価値存在は決して主観から離れて存するものではなく、むしろ主観によって認識されるから価値として了解されるはずである。しかしこの価値認識を客観的価値の存在を前提して論ずるなら、この前提は要請である。したがって客観的価値の存在を論証したことはない。

これと同じように、「個々の価値判断が相争うのは何か客観的唯一の価値があると考えるからではないか」という考え方もあるが、「個々の価値判断が主観的だから相争うのである」ともいえるのだから、この考え方も価値の客観的存在を証明することにはならない。

(三) 「価値は直覚できるが、定義できず対象に附着する性質という点で色彩と同じである。」

たしかに色彩は、一般に人々の間で必然的同意を得る。それは客観的性質であるからわれわれは直覚できる。もし価値が同様に客観的性質をもつなら価値判断も必然的同意を得るであろう。しかし「温順はよい」と判断する人に対して人々は必ずしも同意するとは限らない。

(四) 「価値はただ一回限り、ただ一人の人によって直観されるだけでも客観的価値であり得る。」

この考え方によれば、ある人が客観的価値を正しく直観したか否かの根拠がなくなる。「正しい少数意見」とか「荒野に呼ばわる声」

とかいうことは、その正しきの判定を何か別の規準、社会とか歴史とかにおいているのである。

(四)「価値は主観的産物ではない。」
上述してきたことによってわれわれはもはや客観的価値論に組みし得ないことがあきらかになった。したがってこの命題は否定さるべきであろう。価値が必然的に一致する理由はないのであるから、価値は主観にとって主観によって価値である。それ故に、主観の空間的・時間的狀況により価値は異なることになる。ではわれわれは価値については何も考え得ないのであるか。実は今迄の論旨がそれに答えているのである。

すなわち価値の主観論も客観論も共通に指摘している点がある。前述のごとく主観論は価値を主観に関係させることによってその価値狀況を考える(四参照)。一方客観論が正邪について争うということは、相対立する価値評価に共通な地盤に論理的意見を考えているわけである。このことはある行為の正邪の判定にその行為の環境・狀況を考えるということにほかならない。なぜなら行為は常にある狀況のもとにおこなわれるからである。もちろん、行為を抽象化して殺人すべてが悪であるという判断もあり得るであろう。しかしこのような抽象的な価値判断は意見を検討する余裕がないものであって、それ自身主観的・独断的なものである。

かくてわれわれは、主観論によっても客観論によっても、価値が主観・対象・狀況との関係によって決定されるということを確認して、貨幣で評価し得るという意味での経済的厚生を促進要因として次の三条件を示している。第一は国民分配分の増大、第二は国民分配分の平等、第三は国民分配分の安定である。彼の論旨を端的にいうなら、国民分配分の最適な配分は社会的限界生産力を均等にすることであるということに尽きる。この彼の議論がたとえ完全競争の前提をもち、それを理想としているという欠点をもつとしても、実践的にはきわめて有意義な議論であり、これがなお現在彼の価値を高からしめている要因であろう。しかし経済学を科学たらしめようとする側からの批判にも忠実でなければならぬ。

彼の厚生概念に対する批判は一九三〇年代彼の厚生が個人間の効用の可測性を前提にしているという点の指摘から始められた。この批判により彼の立つ基盤は脆くも崩れ去ったかの感があったが、パレート流の最適の概念と無差別曲線の手法に拠って、厚生概念の再建が企てられた。カルドアリヒックスは補償説によって客観的に厚生規準を立てた。これによれば、経済制度・規則の変動によって利益を受けた者が損害を受けた者を償うという意味で、変動が「効果的」である場合、客観的に変動を擁護できるとする。これに対してリトルは、補償原則は分配について倫理問題を回避できないと考える。好ましい経済変動に関する規準は、「効率条件のほかに、この変動が「厚生上不都合な再分配を事実上もたらすことがない」という条件を含まなければならない。「経済厚生に関する議論においては厳格であることおよび精確であることは多分無用である」という

経済政策の目的と価値判断

よいことになる。このことからわれわれは、ウェーバーが提出したような「価値判断排除論」を再検討することができるのである。

ウェーバーは価値の問題を経験科学の領域から除外した。経験科学は何よりも与えられた事実を問うのに対し、哲学は経験科学の領域では問いつくせない、本質的にとりあげることでできない当為の領域・価値の領域をあつかうものである。このような価値の経験科学の領域からの追放は、ややもすると価値の探究が科学ではなし得ないという通俗的見解を生むに至る。しかし価値と事実がちがうということとは、価値の問題を科学から追放することではない。価値判断はあるいは、いかなる色の髪を好むかという嗜好の問題であるかもしれない。われわれも価値判断が主観的であることを認めるに吝かではない。しかしこのことからそれを嗜好の問題にしてしまうのは問題がある。さらにわれわれは検討しなければならぬ。

そこで個人の主観的価値を客観的価値として考え得るようになるという価値に対するわれわれの考え方は、経済政策の領域ではどのようにあつかわれるであろうか。

従来、経済政策の目的とする所は「厚生」という言葉であらわされるのが常であった。そしてこの厚生という言葉を最も明瞭に政策の目的としてかけ、その達成のための手段を分析したのは、周知のようにA・C・ピグウによって代表される。彼の大著「厚生経済学」は、経済的厚生が一般的厚生とパラレルであることを前提とし、

よりむしろ劣ったものである。実際上われわれが必要とするのは複雑な理論または秀れた常識である。^(注5)

このように倫理的前提を依然として除くことができないとすれば、当然厚生概念は「経済学の外部から種々な倫理的規準を導入し、最適の条件の解明を順序づけて、まず最も弱い仮説のみを必要とし、それ故に広く可能な種々なる場合に於てはまるものを述べ、そして後に一層狭くかつ一層制限的な仮説を導入するような体系的^(注6)方法」となる。パーグソン・サミュエルソンの社会的厚生函数は規範的な叙述に必要な倫理的前提を経済学を導入するための技術的な手段と考えられる。従ってその函数はきわめて無内容なものであり、倫理的価値が与件として決定されてはじめて意味となり、各市民の価値が共通な場合にはじめて社会的価値をもつに至るのであり、この意味では厚生経済学は指針を提供する教育的なものとなる。

このことをアローは次の形で提起した。^(注7)「一組の既知の個人的嗜好からある型の社会的決定作成 (Social decision-making) へ移るための手続(この手続は一定の自然的条件を満たさねばならない)を構成することができるかどうかを我々は問う。」

まず彼は問題考察のために三つの制限をおく。^(注8)(1)経済活動・政治活動においてゲームに勝つという欲望は重視されず、また決定過程の快楽も考慮しない。(2)個人的価値が与件としてとられかつ決定過程自体の性質によって変更され得ない。(3)社会における全個人は合理的であること。(この意味は「 α がより選好されまたは無差別で

ある」を P_{ij} と記号化すれば、次の二つの公理であらわされる。

(公理I) すべての w と y について

R_{ij}^w であるかまたは R_{ij}^y

(公理II) すべての $w \cdot y \cdot z$ について

R_{ij}^w, R_{ij}^y なら R_{ij}^z

さてアローは社会的厚生函数を定義して次のように述べる。「社会的厚生函数とは、選択的社会状態(各個人に対して一つの順序づけ)に対する個人の順序づけ R_1, \dots, R_n の各組合せに対応する、選択的社会状態 R の社会的順序づけを述べる過程または規則を意味する^(注10)」

かく定義された社会的厚生函数に課せらるべき条件は五つある。

(条件1) すべての選択物の間に三つの選択物の一組合せ S があるとす。ここでは S の選択物に関して個人の順序づけ T_1, \dots, T_n のなんらかの組合せに対して、すべての選択物に関する個人の順序づけ R_1, \dots, R_n の容認し得る組合せがある。そこで各個人 i に対してもし S における w と y について P_{ij}^w ならば P_{ij}^y である。

(条件2) R_1, \dots, R_n と R_1', \dots, R_n' を二組の個人の順序づけの関係とし、 R と R' は対応する社会的順序づけ P と P' とは対応する社会的選択関係とする。そして個人 i に対して二つの個人の順序づけ関係が次の方法で関係していると仮定する。すなわち与えられた選択物 w と区別された w' と y に対してもし P_{ij}^w なら $P_{ij}^{w'}$ 、すべての y に対して $P_{ij}^{w'}$ は $P_{ij}^{w'y}$ を意味する。すべての y に対して P_{ij}^y

は $P_{ij}^{w'y}$ を意味する。しかる時 P_{ij}^w なら $P_{ij}^{w'y}$ である。

(条件3) R_1, \dots, R_n と R_1', \dots, R_n' を二組の個人の順序づけであるとし、 $C(S)$ と $C(S')$ を対応する社会的選択函数であるとせよ。

(C(S))は S におけるすべての y について R_{ij}^y であるような S におけるすべての選択物 w の組合せである。(与えられた環境 S におけるすべての w と y およびすべての個人 i について、 P_{ij}^w かつ P_{ij}^y ならば、しかる時 $C(S)$ と $C(S')$ とは(選択物と独立に)同じである。

(条件4) 社会的厚生函数は賦課されない。

(条件5) 社会的厚生函数は独裁的でない。

(条件1)は集合的合理性の条件、(2)は個人の価値と社会的価値との間の正の連絡条件、(3)は無関係な選択対象の独立の条件、(4)は市民の主権の条件、(5)は非独裁の条件をあらわし、一言にしていえば、市民の主権と合理性を前提として社会的厚生函数が設定できるかということである。

これに対するアローの答は、特殊な場合を除いて、一般的には否定的である。「もし我々が効用のインタベースナルな比較の可能性を除くなら、個人の順序づけの組合せの広い範囲に対して定義されかつ満足的であるような、個人の嗜好から社会的嗜好への移行の唯一の方法は賦課的か独裁的である^(注11)」すなわち、少なくとも三つの選択物があつて、それらを社会の構成員がなんらかの仕方自由順序づけるなら、社会的厚生函数は賦課されるか独裁的にするかした

ければ設定できないというのである。

ここから条件(2)~(5)を満たしかつ個人的嗜好のあらゆる組合せについて真の社会的順序づけを生むようなバークソン厚生函数は構成され得ないという結論がでてくる^(注12)。これについて、バークソンの社会厚生函数とアローの社会厚生函数とは、前者が個人の嗜好を所与として、そのもつで種々なる社会状態を順序づけ最良の状態を示し、社会の厚生は諸個人の厚生が増加函数であると考えるのに対し、後者は種々なる社会状態の個人の順序づけから社会的順序づけに集計する過程を考えているのだから、両者は異なる概念であるという議論が考えられる^(注13)。しかし現実の社会における政策は諸個人の価値判断が集約的ならわれるものである以上、社会的厚生函数を社会的決定作成過程(Social decision-making process)と考えることは妥当ではないか。

ローゼンバークはリトルの見解に反対してバークソンの函数とアローの函数とが同じものであることを論ずる^(注14)。

(1)バークソンの社会的厚生函数

$$W = W(U_1(X_1^1, X_2^1, \dots, X_n^1); X_1^2, X_2^2, \dots, X_n^2; \dots; X_1^m, X_2^m, \dots, X_n^m) \\ U^2(X_1^1, X_1^2, \dots, X_1^m; \dots; X_1^m, X_2^m, \dots, X_n^m) \\ U^m(X_1^1, X_1^2, \dots, X_1^m; \dots; X_1^m, X_2^m, \dots, X_n^m) \\ \text{(下ツキの数字は X 財・用役を個人的に所有することを示す。)}$$

(2)各社会状態 A_i を行列で示すと

経済政策の目的と価値判断

$$\begin{matrix} X_{1A_1}^1 & X_{1A_2}^1 & X_{1A_3}^1 & \dots & X_{1A_n}^1 \\ X_{2A_1}^2 & X_{2A_2}^2 & X_{2A_3}^2 & \dots & X_{2A_n}^2 \\ \dots & \dots & \dots & \dots & \dots \\ X_{mA_1}^m & X_{mA_2}^m & X_{mA_3}^m & \dots & X_{mA_n}^m \end{matrix}$$

(これは社会の種々な構成員への財・用役の特殊な配分を示す[A_i はこの特殊な配分])

(3)次に社会的嗜好・無差別を定義する。

なんらかの A_i と A_j に対して我々は W_{A_i} を W_{A_j} と比較でき

$$W_{A_i} > W_{A_j} \rightarrow A_i P A_j \quad (\text{Prefer to}) \\ W_{A_i} > W_{A_j} \rightarrow A_i I A_j \quad (\text{Indifferent})$$

厚生経済学の問題は W を最大化することである。その達成には種々なる手段が必要であり、この手段は種々な環境によって異なり、この手段の各種組合せが各種の社会状態を生む。かくて一般に最大化の問題は社会状態の各種組合せすべての間の比較を要求する。バークソンの社会的厚生函数から社会状態の社会的嗜好のランキングを導くことができる。

$$\{R\} = \begin{matrix} R_{A_1} \\ R_{A_2} \\ R_{A_3} \\ \dots \\ R_{A_n} \end{matrix} = R(U_1, U_2, \dots, U_m)$$

(ここでベクトル R は i 社会状態の社会的ランク

ノゾを出す。

(5)各個人効用指数は同じように各個人(たとえば*i*)に対してランキングにより選好表に転形され得る。

$$U^i(A_1)U^i(A_2)\dots\dots\dots U^i(A_n)$$

(6)かくて*i*番目個人に対して次を得る。

$$[R^i] = \begin{bmatrix} R^i_{A_1} \\ R^i_{A_2} \\ \vdots \\ R^i_{A_n} \end{bmatrix} = R^i[U^i(X_1, X_2, X_3, \dots, X_n)]$$

(R^i は i 番目個人 i の社会価値のランクである。)

そして(4)と(6)とを結合すれば

$$[R^i] = f(R^i, R^2, \dots, R^m)$$

これは正確にアローの社会的厚生函数であり社会個人の選好表から社会的選好表を導きだす手続きである。ただしリトルが指摘するように[R]はRの変化に依存している。それ故、嗜好が変化すれば厚生函数も変化するから仮想的に異なる二つの選好順序のもとでの単一の個人による社会的厚生判断を比較するのに用いることはできない。^(注16)

リトル流の厚生規準によれば、ある人が「AはBより社会的に選好される」という時、その意味する所は「私はAをBより選好する」といっているにすぎないことになる。しかしローゼンバークは「A

が現存することに基づいて、ある特定の社会の社会的厚生函数をその社会の社会的決定作成過程としてとらえている。この考え方についての疑問は二つある。(1)社会的評価は現存するか。(2)現存の決定作成過程の価値に関して一般的な一致があるとしても、市民が社会状態の経済的側面に関して一致しないかもしれない。したがって経済問題に関して倫理的勧告がなされる場合、集合的選択に訴えることはあまいな価値判断を含むことになる。

第一の疑問は、社会的評価が社会における個人の評価の表現であることを考えれば解決する。社会的評価とはまさに社会的決定作成過程の結果である。第二の疑問は、社会的決定作成過程を投票による多数決方法とのみ解することからでてくる疑問である。決定作成過程自体によって個人的評価自身に変更のできることを考えねばならない。これはアロー条件に反することであるが、民主主義的方法とはこのような意味をもつと考えられるからである。^(注17)かかる条件違反は社会的評価過程を考える時、当然おこなわれることである。

アローは社会的厚生函数が成立し得る三つの場合を挙げている。第一にもし選好物の総数が二つなら、大衆的決定の方法は条件(2)~(5)を満足する社会的厚生函数である。^(注18)第二にすべての個人が社会的選好物に対して同じ選好を示す時、^(注19)第三に戦前の欧州議会の政党構成のように、左翼右翼の順序づけが明確な場合。^(注20)

このうちの第二に到達する事を社会的決定作成過程と考えるならそれは決して非現実的ではない。ハーサナイが指摘したような経

経済政策の目的と価値判断

がBより選好されると宣言した社会的評価過程 (Social process of evaluation) がそこにはある」と考える。^(注16)心理学・社会学によ

って個人的評価に対するものとして社会的評価が現実存在していることが観察されている。それはルソーの「一般意志」のごとき神秘的なものではなく、広く諸個人により保持されている一つの価値表であり、特定の「社会制度」の中で、またそれを通して維持され強化され次代に移行されるものである。そしてかかる社会評価の多くは制度化された決定作成の中で発生する。更に決定作成過程自身根本的な社会価値であり、他の社会価値を創出する。現実の社会的決定作成過程から独立であるような社会的評価の概念は殆ど経験的内容をもたないものである。その点からいえば決定過程は、真の意味で、社会状態の社会的順序づけが経験的に定式化される一つのまたは多くの規則と考え得よう。この基礎的社会決定函数の受容または拒否は各個人が社会に社会化される漸次的過程の一部である。社会厚生函数は公衆の評価規則についての記述の一般化であるが、それが社会的決定過程(現実)にそれを支持する評価の一致がある)を正しく記述する時のみ受容され得る。しかも社会構造に相対的安全性がある間、基礎的社会的決定作成過程を支持する価値は変化せず、社会的厚生函数と一致する社会的決定作成過程について一般的な一致がある。この見地からすればアローの諸条件は現実で一般に承認されるような社会的決定作成過程の適切な指示と考えられよう。要するにローゼンバークの見解は個人的評価に対する社会的評価

験的知識の拡大が効用の比較を可能にするという見解は若干理想論めいているが、もし社会的決定作成過程から、各個人が一致できる評価を導き得るなら社会的厚生函数は決して無内容でないであろう。

それは個人的価値判断が決定作成過程を通して社会化され、社会的厚生函数が確定され得る根拠、すなわち各人の主観的価値判断が一致に達する根拠はどこにあるであろうか。

そして社会的厚生が成立することを可能にする制度は条件としてではなく、絶対的に支持されなければならない。

(注1) G. E. Moore はこれを Naturalistic fallacy とよび (Readings in Ethical Theory, p. 26)。

(注2) M. Weber: Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, Der Sinn der "Wertfreiheit" der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften, S. 463.

(注3) 長守善教授「厚生経済学」

(注4) Tyszyński: Economic theory as a guide to policy, Economic Journal, June 1955.

(注5) Little: A Critique of Welfare Economics, 1950, p. 272.

(注6) Samuelson: "Comment on Boulding's Welfare Economics," in A Survey of Contemporary Economics, Vol. II, p. 37.

(注7) Arrow: Social Choice and Individual Value, p. 2.

- (注8) *ibid.*, p. 7-8.
 (注9) *ibid.*, p. 13.
 (注10) *ibid.*, p. 23.
 (注11) *ibid.*, p. 59.
 (注12) *ibid.*, p. 72.
 (注13) Little: J. P. E. Oct. 1952. pp. 423-5.
 (注14) Rothenberg: *Conditions for a Social Welfare Function*. J.P.E. Oct. 1953.
 (注15) *ibid.*, p. 333.
 (注16) *ibid.*, p. 397.
 (注17) 氣賀健三教授「社会的進歩の原理」
 (注18) Arrow: *op. cit.*, p. 46-8.
 (注19) *ibid.*, p. 74.
 (注20) *ibid.*, p. 75-80.
 (注21) 拙稿「三田学会雑誌」四十九巻四号。

三

各人の主観的価値判断が一致し得る根拠を明らかにするためには、まず価値判断と事実判断との異同から考えねばならない。なぜなら事実についての判断が、論理的追求の結果必然的一致に達し得るであろうことは一般に認められている所である。ところがそのような根拠が価値判断についてはあるであろうか。

否かが考察されねばならない。これが真理条件である。

「aがAを例証するということ」が真であるのは「a」がaをあらわし、「A」がAをあらわす所で、aがAを例証する時に限る。

しかし、この真理条件はそのまま物理的対象としての事実の存在本質を示す条件ではない。たとえ経験的にもせよ、*physical*に捉えられたものがその本質であるという保証はない。われわれができることは、言語分析によってその存在することの意味を定めることである。「aはAを例証する」は命題やその真理については何もいわない。しかし「aはAを例証する」はaがAを例証しその限り進歩があるなら、「aはAを例証する」は真理である。そしてそれは真命題を通じていかにして事実の本質に達し得るかを示す必要条件である。換言すればこれは事実aの本質そのものを示すのではなく、事実の本質の意味Aを示す。この意味で真理条件は事実を示し得ないが *Entities* (命題の真理条件によって把握された *object*。これに對して事実は *empirical object*) を示し得る。いわば *Entities* は事実の成分にはかならない。かくて *Entities* を明らかにすることによって言語的に存在の本質を把握できる。

このようなホールの考え方は、記述命題と価値命題をパラレルに考えていることはいさよもない。従来の事実と価値の二元論が価値判断の判断としての論理的意味の存在を認めこれを事実判断と峻別したのに対してホールはその論理的性格上両者を区別しない。従って価値判断の言語的表現は主体の価値的情意や関心の表現であり、

経済政策の目的と価値判断

この問題についてホールは、両者は論理的性格においては同一であると主張する。

彼は哲学上の問題をすべて言語を通して分析するのである。そこで彼は次のようにいう。現実の構造を問うことは、事実と価値の構造を問うことである。「事実は何であるか」を問うことは「チンパンジーは何であるか」を問うことと文法的構造は同じである。両命題は同じ *syntax* をもっている。しかしチンパンジーは現実にそれを目でみることができるが、「事実」はそうすることができない。そこで実際観察によらず「事実は何であるか」で「真理は何か」も「価値は何か」も問わねばならず、それはそれらの言語の言語的構造を問うことである。これをホールは *Linguistic Analysis* とよぶ。^(注22) 事実についての命題の構造について言語分析することは、事実の本質を探究することになる。これは価値判断についても同様である。この命題の真実さは、名辭と文脈によって定まる。すなわち命題Sによって確かめられる事実は命題Sの中に内包せる名辭により *designate* される。故に a fact は fact の成分名辭を内包せる命題によって存在することになる。そしてこれらの名辭は正しい場所におかれねばならない。たとえば「ジョンがジョージを撲った」と「ジョージがジョンを撲った」とは同じ名辭と同じ形式をもち真であるが、事実としては異なる。そこで文脈が大切である。事実は名辭だけでは示され得ず、文脈の中で事実の本質が保持される以上、ある与えられた命題がある一つの事実を確言するのに適切であるか

認識上問われ得るのは、その表現が表現者の情意や関心を正しく表現したか否かである。価値の主観的情意的表現は本来、論証の外にあるから、論証は単に価値感情の範疇的分類とその場合の経験的事実に対する価値感情の当否についてのみである。

ここで我々の不満は次の点にある。事実の領域と価値の領域とをならん区別しないというホールの根本的態度からホールのだした結論は価値の意味論的分析である。命題の真は名辭によって指示されている対象が、叙述によって指示されている *property* をもつ時に成立するのであるが、この真の概念は *logically* に真であるということであって、このような分析からいかなる規範を導きだすことができようか。これに對してホールは答えることはできないのである。しかしホールのように問題回避をせずに経験的に善価値を知ることができるとするホプハウスの見解がある。彼は事実判断と価値判断とが異なる領域であることをもちろん明確に意識しているが、その扱いかい方は同じであると考える。

ホプハウスによれば正しい判断とは合理的判断である。では合理的判断とはいかなる判断であるか。第一に矛盾がないこと (*Coherence*)、すなわち相反する二つの判断を認めることは不合理である。第二に、一つの判断を他の判断と関連させ互に支持しあうならばこの判断は合理的である (*Coherence*)。要するに真理とは多くの判断によって内的整合性を保証された判断にほかならない。これと同様に善であるということは、その個人の感情に訴えるもので

あり、感情と他の経験との間の内的整合性である。実践理性は、ちよど理性が個々の感覚的判断に相互関連と内的整合性によって合理性を与えるように、個々の善の調和感情を相互関連せしめ、内的整合性を与えることによって合理性を与えるものである。相互に影響しあう我々の目的行動において経験されるさまざまな全体の中に起る矛盾と衝突は反省・説明・理解によって調和され、さまざまな目的活動が一つの目的体系に包括綜合される時に完全なる合理的善が達成される。このようにして得られた善価値は客観的なものであり、経験的に得られながらも規範性をもつとホプハウスは考へる。^(注1)

しかし規範としての善とは、経験的には一般に導出され得ないのであって、これを規範たらしめる何かの理由がなければならぬ。その理由として彼は『合理的善』の初めの章において心理的事実をあげ、『発展と目的』においては実践理性の成長をあげている。もし彼が前者の考え方を通そうとするなら、彼の求めた善はあく迄も経験的事実にすぎない。後者に立つと、経験的に成長する実践理性が善をもたらすということになり、実践理性がカントのごとく先験性をもたないので、善は常に発展的に成長することになる。したがって唯一絶対の善というものは考へられなくなる。

以上のホールとホプハウスからわれわれは次のことを知ることができた。

(1) ホールによれば事実命題と価値命題とは論理的に同一であり、価値の分析には命題分析が重要であること。

(2) ホプハウスによれば諸々の価値判断が合理的に調和したとき、善は客観的になること。

しかし命題分析から何の規範も得られず、また善が真理と同じく合理的であることに疑問があるとすれば、価値判断の *primacy* の根拠はどこにあるのか。

以上のことを念頭において、われわれの当面の問題を考えてみよう。われわれの問題とする所は、「主観的価値判断はいかにして客観的たり得るか」ということであつた。この意味はもとより、本来主観的なるものが客観的になるということではない。本来主観的なるものはいかにしても主観的である。しかし社会に存在する個人として、個人の目的にかかわる実践は他個人との交渉を通して客観的なるものとしてあらわれてくるのではないかということ、そしてそうであるとすればその過程はどのようなものであろうか。

まずわれわれは価値判断という命題を分析することから出発しよう。次のような二つの価値判断があるとす。

「A」登山を危険なこととして母が反対する。

「B」子は登山の危険を知りつつも行ききたがる。

この二つの命題は分析すると次の内容をもっている。

「A」①母は登山を危険と思う「意見または認識」
②母は反対する 「態度」

②子は行ききたがる

「態度」

これらの例をみると意見(または認識)と態度との二つが含まれ、それぞれに同意・不同意が考へられる。この例では意見には同意があるが態度に不同意がある。一般には組合せは次の四通りとなる。^(注2)

意見	同意	同意	異	異
態度	同意	異	同意	異

価値判断の一致とは「I」と「II」とを導びくことにほかならない。

ところで意見と態度とが全く別個なものであればわれわれは対立した価値判断の一致をもたらすことはきわめて困難であろう。しかし意見と態度にはリシプロカルな関係がある。たとえば「窓を閉めよ」という命令があるとすれば、必ずそこには「なぜなら」という理由がともなっている。すなわち理由が命令(態度)を支持していると同時に相手の態度の変更を促している。

このように価値判断には意見を述べている部分(叙述的部分)と態度を表明している部分(情緒的部分)とが含まれており、両者は決して混同してあつかわれるべきではないけれども、しかも相互に補う関係にある。

ここでわれわれは、意見の同意が態度の同意を促す型を理性的解決法となづけ、説得的(情緒的・感情的に述べる)方法を非理性的解決法となづけおこう。ホプハウスでは、経験と感情との調和という時、合理的調和を考へるから前者に近い解決法となる。しかしわれ

われの考へでは、後者の型の解決法も価値判断の領域では重要である。しかしそれにもかかわらずこの型が科学たり得ないというのは、叙述的部分がきわめて記述的であるという意味で客観的であるのに対し、情緒的部分は主観的であるという点にある。けれども情緒的部分でも記述不可能ではない。情緒的意味は定義することができないが、十分特徴づけ得、相手に反応をおこすことができる。たとえば「Xは善である」という命題は話者がXを承認しているという認識を示すと同時に、相手に対してこの承認を促していると考えられる。

価値判断では記述と情緒とが相互に作用して実践的問題を解決に導びくのである。これが価値判断の一致をもたらす第一の根拠である。更に目的の性質を考慮する時、われわれは一致点をみいだすことができる。

従来の倫理学は「善の本質的価値」^(注3)それ自体として善を求めたわけであるが、この「Xはそれ自体善である」という命題は、「私はXを本質的に認める」という態度についての意見と、それを他人に認めさせようとする情緒的態度とがある。「私はXを本質的に認める」とは「私の態度に、ある他の対象の結果一切を考へないでXを私は認める」ということである。「これに対して、「善の非本質的価値」他のもの手段として善」とは「私は手段的にXを認める」ということであり、「Xの結果は大体私の承認する所であり、Xを承認する」ことを意味する。しかして、Xが最高善なら人々が共にXを本質的に認めねばならぬことであり、これには意見の同意

と態度の同意が必要である。Xが共に認められるということは次の二つの仮説に基づいている。

(1)本質的価値についての同意は他の一切の倫理的同意によって前提される。

(2)本質的価値についての同意は他の一切の倫理的同意によって前提されない。

この二つの仮説はいずれもXを本質的に認めることになる。なぜなら、(1)の仮説から、Xの結果たるYにも同意がなされているからXに専念できる。また(2)の仮説から、目的の同意がいかなる手段の評価も含まないから目的に専念できるということになるからである。

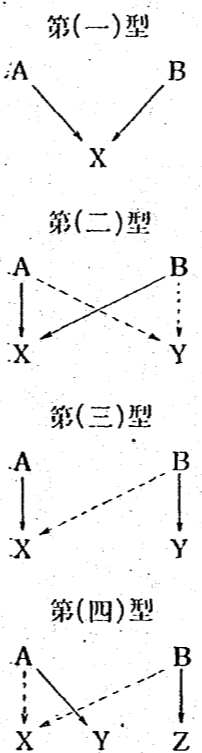
ところがA・B両人の態度の同意には、態度が本質的であるか手段的であるかによって四つの型がある。^(注9)

(一) A・BがXの本質的価値に同意。

(二) A・BがX(本質的価値)にもY(非本質的価値)にも同意。

(三) AはXを目的とするが、BはXをYの手段として認める。

(四) A・Bそれぞれ目的が異なり手段としてXを認める。(実線は本質的価値、点線は非本質的価値、手段)



仮説(1)は(一)型に成立し、(二)型には成立しない。また手段が習性化して目的となり得ることを考えれば、実践的問題の解決には現実的手段の同意を成立せしめて、目的の同意に至ることが可能である(三)型)。したがって、目的の同意が手段の同意を前提としないという仮説(2)は無意味となる。かくてそれ自体としての善などを求めることは意味がなくなり、全体としての(目的と手段との関係において)善が考えられねばならないのである。こうして価値判断を一致させることができる。

以上を要約すれば次のようになる。

(一)価値は主観的であるとしても、社会においては、それらの間に相互交渉がある。(これを客観的価値の形成過程とよぼう。)

(二)山田雄三教授もこの形成過程を考察されるが、価値判断を下すことを拒否される。すなわち社会における価値判断が単なる趣味の問題でないことはもちろん認めておられるが、結局において価値判断は信念であり、社会科学者のなし得ることは、これら価値判断にその効果の判断を提供することであると考えられる。したがって形成過程をみることは信念の離合集散を分析することとなる。

(三)われわれは価値判断を normative sentence と考え、記述部分と情緒部分に分け、それら相互の同意・不同意をみることによって一つの価値に接近する過程を考えるのである。ここでは手段と目的とは密接不離のものと考えられ、目的のみを追求することを認めない。この意味において、求められる価値(目的)は絶対的本質

(注3) ibid., p. 228.

(注4) L. T. Hobhouse: The Rational good.

Development and purpose.

(注5) 賀賀健三教授「現代社会思想 下」所収「ホブハウス」

(注6) Stevenson: Ethics and language, 1953, p. 3-4.

(注7) ibid., p. 27.

(注8) ibid., p. 206, p. 81.

(注9) ibid., p. 174-205.

(注10) ibid., p. 181.

四

以上において私が導きだした結論を再確認しておこう。第一に政治学は目的自体を求めるのではなく、各種の目的の一致を導出することである。第二に目的と手段との関係において目的が考えられねばならない。

各種の目的の関係をヨエールは五つに分類している。^(注1)

(1)二つの目的が一致している場合(例II貨幣価値の安定とインフレ・デフレの防止)。

(2)一目的の達成が他目的を促進する場合(例II雇用の高水準は厚生を増大する)。

(3)一目的の達成が他目的の達成に何の影響ももたない場合(例II無能力者の保護は雇用量に影響しない)。

(注1) E. W. Hall: What is value, 1953.

(注2) ibid., p. 214.

(4) 二目的の達成が他目的の達成を歪める(例Ⅱ国内農業の保護が厚生の損失を生む)。

(5) 一目的の達成が他目的を放棄せしめる場合(例Ⅱトラストの奨励は純粋競争と両立しない)。

(1) (3)の場合、目的は支障なく遂行されるであろう。しかし(5)の場合、二つの目的が(1) (3)の場合に移行しない限り政策は遂行できない。(4)の場合には妥協点をみつけた工夫が必要である。政策学はこのような場合に最も有効である。

今迄に述べてきたように、われわれは個々の価値判断が一致した時をもって、社会的目的(客観的目的)が成立したと考え、そのような客観的目的の成立する根拠を各種目的の相互交渉の中にみだし、そのような交渉の場を確保して一致点をみいだすことを政策学の課題とした。したがって各種価値判断が全く相反していかなる点でも一致できない場合、われわれの立場では、科学的客観的なる政策論は成立し得なかつたと考える。また当初から個々の価値判断が一致しているなら、ミュルダールが述べたように(山田雄三訳「政治的要素」三八七頁)、われわれは、すべての関係者に妥当するという目的を経済政策的提言として発言し主張する。それ故に政策学はいかなる点で各種価値判断が平行し、いかなる点で交叉するかを明らかにし、一致し得ると想定し得る根拠があれば強き力説され、証明されなければならない。このような問題は原理的には、目的手段の適合性、目的手段の有効性、境界条件という形で与えられる。

政策用具を Z 、与件を U 、目標を Y 、局外変数を X とあらわせば、経済構造は一次式で次のように示される。

$Ax + By + Iz = w$ (A, B, I は係数行列, x, y, z はベクトル)

この体系が解き得るものであるためには、構造方程式の数 N が未知数の数と等しいこと、すなわち $N_1 = N_2 = \dots = N_n$ (行列 A, B, I の階数 N_1, N_2, \dots, N_n) とところで政策の目標が確定された場合における政策の問題が解き得るためには $N_1 = N_2 = \dots = N_n$ (行列 A, B, I の階数 N_1, N_2, \dots, N_n) でなければならぬから、目標の数と用具の数とは等しいことを要する。しかるにもし $N_1 \neq N_2 \neq \dots \neq N_n$ なら解は不定となり、かかる時には不定の解の中から厚生を極大ならしめる解を選ぶ規準を要し、逆に $N_1 \neq N_2 \neq \dots \neq N_n$ なら解は不能となり、目標は相互矛盾におちいる危険が生じてくる。更にある課税に限度があるなどという物理的・社会的・政治的な境界条件も目標手段の関係に制約を加える。このよう論究は別に稿を改めて述べることにしたい。

(注1) Jöhl & Singer: The Role of the Economist as Official Adviser, 1955, p. 116-7.

(注2) 例えは福祉国家というような政策が主張される根拠は資本家と労働者との双方にとって、次善的価値をもっている所にある。

(注3) ティンバ、バ、デデン「経済政策の理論」一三五―一六頁。気賀健三・加藤寛訳

—三一・一〇・稿—

農業恐慌理論の一省察

—十九世紀末農業恐慌の性格について(一)—

常盤政治

まえがき

最先進資本主義国イギリスを中心としたヨーロッパ資本主義諸国が一九七〇年代から一九九〇年代のおよそ二十年間の長きにわたって、農業恐慌にみまわれたことは周知のごとくであるが、これは未曾有の長期的恐慌であつたばかりでなく、史上最初の純粋に資本主義的な世界農業恐慌であつた。

それ故に、この十九世紀末農業恐慌は、農業恐慌史上重要な意味をもつばかりでなく、農業恐慌論の展開のための出発点とされてきたのである。この農業恐慌の性格をいかに規定するかによって、農業恐慌論の体系が異なってくるのであり、従つてまた、一般恐慌論と農業恐慌論との関係、あるいは恐慌論体系における農業恐慌論の位置付けの問題において差異が生じてくることとなるといつていい。

ここにわれわれが十九世紀末農業恐慌の性格規定について論じようとする理由があつたのである。

小稿は、その一部としてわが国においては、それがどのようなものと規定されているかを考察しようとするものであるが、先ず、従来、この十九世紀末農業恐慌の性格はどのように規定されていたかそしてまた、農業恐慌はどのようなものとして特徴づけられていたかということからはじめよう。

(註1) リヤンチェンコは「一八七〇年代の後半から始まり、一八九〇年代の中頃まで続いた世界農業恐慌は、世界農業の発展における最重要の段階であり、農業恐慌の問題に初めて深刻な注意を惹きつけた」と述べた後に、その恐慌の意味づけをなしつつ、「この長い恐慌が純粋に資本主義的性質を帯びていたこと、しかも初めて純粋の資本主義的性質を帯びたこと……この恐慌が資本主義の発達によつて生み出されたという点」を指摘している(リヤンチェンコ著「農業恐慌の理論」一〇一―一二頁)。リュボシッツも「この農業恐慌は、ヨーロッパ諸国の農業のほか、アメリカの東部